

小山市長 令和5年11月 定例記者会見

日時：令和5年11月13日（月）

14：00～

会場：2階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 市長発表内容

- (1) 乙女小学校と網戸小学校の統合について
- (2) 「生物多様性おやま戦略（案）」に対するパブリック・コメントの実施について

4 部長発表内容

- (1) 令和5年第5回市議会定例会提出予定議案について
- (2) （仮称）小山市大谷市民交流センターの愛称決定について
- (3) 令和5年度「小山きものの日」の開催について
- (4) 第9回「10×15の世界 コンテスト展」作品募集及び作品展開催について

5 副市長から取材依頼

6 質疑応答

7 閉会

記者会見資料

教育委員会 教育総務課
(担当 田熊 22-9641)

1 件名

乙女小学校と網戸小学校の統合について

2 趣旨

教育委員会では、子どもたちのより良い学習環境を整備するため、平成27年度より、乙女中学区の乙女小、下生井小及び網戸小学校の学校適正配置等について検討を重ねてまいりました。

この度、保護者等へのアンケートや学校・地域等への説明会を実施するとともに、地域の代表者等からなる「小山市学校適正配置等乙女中学区検討委員会（以下、乙女中学区検討委員会）」及び「小山市学校適正配置等庁内検討委員会（以下、庁内検討委員会）」において、令和7年4月の乙女小学校と網戸小学校の統合（統合後の校名は「乙女小学校」、現在の乙女小学校の校舎を使用します。）に係る合意形成が図られたことから、当該統合について令和5年10月18日の庁議、同24日の教育委員会において決定いたしました。

また、これに伴い、小規模特認校制度及び乙女中学区小学校希望選択制度（以下、希望選択制度）において、乙女小学校との統合による環境変化に伴う児童への負担を考慮し、網戸小学校における新たな児童の受入れを令和6年度から停止することを併せて決定いたしました。

今後、学校関係者、保護者等からなる統合準備組織において、統合に向けた準備を行ってまいります。

なお、網戸小学校跡地利用につきましても、統合準備と並行して検討してまいります。

3 内容

(1) 経緯

○令和5年度

4～5月	乙女小学校との統合等についての保護者アンケート
6月	令和5年度第1回庁内検討委員会
	網戸小学校関係者説明会
	令和5年度第1回乙女中学区検討委員会
7月	説明会(下生井小、網戸小、乙女小、乙女・生井地区)
	令和5年度第2回庁内検討委員会
8月	生井地区自治会長説明

9月	令和5年度第2回乙女中学区検討委員会
	令和5年度第3回庁内検討委員会
10月18日	庁議
10月24日	定例教育委員会
10月25日	・乙女小及び網戸小学校保護者宛て通知 ・各学校長より乙女小及び網戸小学校児童への説明
10月27日	乙女中学区小学校の令和6年度入学予定児童の保護者宛て通知
11月7日	議員説明会

(2) 今後のスケジュール

○令和5年度

11月22日	乙女小学校保護者への説明会
11月27日	網戸小学校保護者への説明会及び乙女小学校見学会(親子で参加)
12月	広報おやま 12月号掲載及び乙女・生井地区自治会回覧

○令和6年度

4月	統合準備室設置(網戸小学校内)
6月	議会上程(小山市立学校設置条例改正)
3月	網戸小学校閉校式

○令和7年度

4月	乙女小学校と網戸小学校の統合記念式典
----	--------------------

記者会見資料

総合政策部 自然共生課
(担当 平林 22-9354)

1 件名

「生物多様性おやま戦略（案）」に対するパブリック・コメントの実施について

2 趣旨

小山市では、自然と人の暮らし、経済が調和した小山市の河川・農地・平地林などの現況を把握し、次世代に継承するため、「生物多様性おやま戦略」の策定を進めています。

本戦略は、生物多様性基本法第十三条に定められた地域戦略であり、平成24年度に県内市町村として最初に策定した「生物多様性おやま行動計画」を改定するものです。改定にあたり、従来の文献調査に加えて、令和3年度から市内の現地調査を実施し、動植物の生息・生育状況を把握したうえで、市民や市民団体、事業者、教育機関、専門家等あらゆる主体と連携し、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を定めています。

特に、最初の3年間にけん引するリーディングプロジェクト(先導的施策)では、減少傾向にある平地林保全、外来種の対策、環境にやさしい農業の拡大などを重点的に進めて、生態系ネットワークを広げていきます。

この度、本戦略の案がまとまりましたので、これを公表し意見を募集して市民の皆さまの声を反映したものとするため、パブリック・コメントを実施します。

3 実施方法

(1) 実施期間 11月13日(月)～11月30日(木)

(2) 閲覧場所 自然共生課、各出張所、市ホームページ

(3) 意見の提出方法

住所、氏名、電話番号を記入し、次のいずれかの方法により提出
郵送、FAX、電子メール、自然共生課へ直接提出

4 参考資料

生物多様性おやま戦略（案）概要版

令和5年第5回市議会定例会提出予定議案総括表

○議案 23件（議案第83号～105号）

- ・補正予算に関するもの 6件（83号～88号）
- ・条例に関するもの 10件（89号～98号）
- ・指定管理者の指定に関するもの 4件（99号～102号）
- ・栃木県市町村総合事務組合の規約変更に関するもの 1件（103号）
- ・市道路線の認定及び廃止に関するもの 1件（104号）
- ・財産の取得に関するもの 1件（105号）

○報告 2件（報告第19号～20号）

- ・専決処分の報告に関するもの 2件（19号～20号）

議案番号	件名
議案第83号	令和5年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市国民健康保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの。 補正予算額 $\Delta 6,297$ 万7千円 補正後予算総額 158億9,676万5千円 ○歳入内訳（単位：千円） ○歳出内訳（単位：千円） ・繰越金 $\Delta 62,977$ ・一般被保険者医療給付費分 $\Delta 86,551$ ・一般被保険者後期高齢者支援金分 $\Delta 26,904$ ・介護納付金分 10,478 ・償還金 40,000
議案第84号	令和5年度小山市介護保険特別会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市介護保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの。 補正予算額 1,080万円 補正後予算総額 121億7,785万5千円 ○歳入内訳（単位：千円） ○歳出内訳（単位：千円） ・繰入金 10,800 ・職員給与費 9,700 ・退職手当組合負担金 600 ・第1号被保険者保険料還付金 500
議案第85号	令和5年度小山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市後期高齢者医療特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの。 補正予算額 325万円 補正後予算総額 21億1,025万円 ○歳入内訳（単位：千円） ○歳出内訳（単位：千円） ・繰入金 70,004 ・職員給与費 3,250 ・後期高齢者健診事業負担金 $\Delta 66,754$
議案第86号	令和5年度小山市病院事業債管理事業特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市病院事業債管理事業特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの。 補正予算額 12万9千円 補正後予算総額 6億8,412万9千円 ○歳入内訳（単位：千円） ○歳出内訳（単位：千円） ・貸付金元利収入 129 ・利子償還金 129

<p>議案第87号</p>	<p>令和5年度小山市水道事業会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市水道事業会計補正予算について、議会の議決を求めるもの。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">補正予算額</td> <td style="text-align: right;">補正後予算額</td> </tr> <tr> <td>水道事業収益的支出</td> <td style="text-align: right;">2,302万円</td> <td style="text-align: right;">29億5,427万9千円</td> </tr> <tr> <td>○支出内訳（単位:千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・原水及び浄水費</td> <td style="text-align: right;">23,020</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">補正予算額</td> <td style="text-align: right;">補正後予算額</td> </tr> <tr> <td>水道事業資本的収入</td> <td style="text-align: right;">△6,390万円</td> <td style="text-align: right;">1億1,709万5千円</td> </tr> <tr> <td>○収入内訳（単位:千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・出資金</td> <td style="text-align: right;">△14,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・負担金</td> <td style="text-align: right;">△14,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">△34,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">補正予算額</td> <td style="text-align: right;">補正後予算額</td> </tr> <tr> <td>水道事業資本的支出</td> <td style="text-align: right;">△7,700万円</td> <td style="text-align: right;">19億5,438万8千円</td> </tr> <tr> <td>○支出内訳（単位:千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・配水設備拡張費</td> <td style="text-align: right;">△77,000</td> <td></td> </tr> </table>		補正予算額	補正後予算額	水道事業収益的支出	2,302万円	29億5,427万9千円	○支出内訳（単位:千円）			・原水及び浄水費	23,020			補正予算額	補正後予算額	水道事業資本的収入	△6,390万円	1億1,709万5千円	○収入内訳（単位:千円）			・出資金	△14,600		・負担金	△14,600		・国庫補助金	△34,700			補正予算額	補正後予算額	水道事業資本的支出	△7,700万円	19億5,438万8千円	○支出内訳（単位:千円）			・配水設備拡張費	△77,000							
	補正予算額	補正後予算額																																															
水道事業収益的支出	2,302万円	29億5,427万9千円																																															
○支出内訳（単位:千円）																																																	
・原水及び浄水費	23,020																																																
	補正予算額	補正後予算額																																															
水道事業資本的収入	△6,390万円	1億1,709万5千円																																															
○収入内訳（単位:千円）																																																	
・出資金	△14,600																																																
・負担金	△14,600																																																
・国庫補助金	△34,700																																																
	補正予算額	補正後予算額																																															
水道事業資本的支出	△7,700万円	19億5,438万8千円																																															
○支出内訳（単位:千円）																																																	
・配水設備拡張費	△77,000																																																
<p>議案第88号</p>	<p>令和5年度小山市下水道事業会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市下水道事業会計補正予算について、議会の議決を求めるもの。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">補正予算額</td> <td style="text-align: right;">補正後予算額</td> </tr> <tr> <td>公共下水道事業収益的収入</td> <td style="text-align: right;">110万円</td> <td style="text-align: right;">42億5,883万2千円</td> </tr> <tr> <td>○収入内訳（単位:千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・雑収益</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">補正予算額</td> <td style="text-align: right;">補正後予算額</td> </tr> <tr> <td>公共下水道事業収益的支出</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> <td style="text-align: right;">39億3,369万6千円</td> </tr> <tr> <td>○支出内訳（単位:千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・污水管渠費</td> <td style="text-align: right;">300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業収益的支出</td> <td style="text-align: right;">46万円</td> <td style="text-align: right;">6億9,224万5千円</td> </tr> <tr> <td>○支出内訳（単位:千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総係費</td> <td style="text-align: right;">460</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">補正予算額</td> <td style="text-align: right;">補正後予算額</td> </tr> <tr> <td>公共下水道事業資本的収入</td> <td style="text-align: right;">△4,860万円</td> <td style="text-align: right;">38億8,165万9千円</td> </tr> <tr> <td>○収入内訳（単位:千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・企業債</td> <td style="text-align: right;">△24,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">△24,300</td> <td></td> </tr> </table>		補正予算額	補正後予算額	公共下水道事業収益的収入	110万円	42億5,883万2千円	○収入内訳（単位:千円）			・雑収益	1,100			補正予算額	補正後予算額	公共下水道事業収益的支出	30万円	39億3,369万6千円	○支出内訳（単位:千円）			・污水管渠費	300		農業集落排水事業収益的支出	46万円	6億9,224万5千円	○支出内訳（単位:千円）			・総係費	460			補正予算額	補正後予算額	公共下水道事業資本的収入	△4,860万円	38億8,165万9千円	○収入内訳（単位:千円）			・企業債	△24,300		・国庫補助金	△24,300	
	補正予算額	補正後予算額																																															
公共下水道事業収益的収入	110万円	42億5,883万2千円																																															
○収入内訳（単位:千円）																																																	
・雑収益	1,100																																																
	補正予算額	補正後予算額																																															
公共下水道事業収益的支出	30万円	39億3,369万6千円																																															
○支出内訳（単位:千円）																																																	
・污水管渠費	300																																																
農業集落排水事業収益的支出	46万円	6億9,224万5千円																																															
○支出内訳（単位:千円）																																																	
・総係費	460																																																
	補正予算額	補正後予算額																																															
公共下水道事業資本的収入	△4,860万円	38億8,165万9千円																																															
○収入内訳（単位:千円）																																																	
・企業債	△24,300																																																
・国庫補助金	△24,300																																																

	<p style="text-align: right;">補正予算額</p> <p style="text-align: right;">補正後予算額</p> <p>公共下水道事業資本的支出 △5,349万4千円 54億6,314万7千円</p> <p>○支出内訳 (単位:千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水管渠建設改良費 △54,000 ・企業債元金償還金 20 ・国庫補助金償還金 586
議案第89号	<p>小山市公共施設等整備基金条例の制定について</p> <p>人口増加や行政需要の拡大等を背景に建設整備された多くの公共施設等の老朽化が進んでいることから、公共施設等の計画的な整備に必要な財源を確保するため、条例を制定するもの</p> <p>1 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置 (第1条関係) (2) 積立て (第2条関係) (3) 管理 (第3条関係) (4) 運用益金の処理 (第4条関係) (5) 繰替運用 (第5条関係) (6) 処分 (第6条関係) (7) 委任 (第7条関係) <p>2 施行日 公布の日</p>
議案第90号	<p>小山市職員の給与に関する条例等の一部改正について</p> <p>人事院において、国家公務員の給与改定に関する勧告がされたことから、本市においても同勧告に準拠し、令和5年度における一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当支給割合を引き上げるとともに、令和6年度における期末勤勉手当支給割合を平準化し、また、特別職の職員等の期末手当支給割合についても、同勧告に準拠した改定を行うもの</p> <p>なお、会計年度任用職員の給料月額については、遡及改定や年度途中での改定を行わず翌年度から改定する方針としていることから、令和6年度における給料月額を引き上げるもの</p> <p>1 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 小山市職員の給与に関する条例の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> (ア) 令和5年度における期末勤勉手当の支給割合を、年間で0.1月分(再任用職員は、0.05月分)引き上げる (第1条関係)

＜令和5年度における期末手当、勤勉手当の支給割合＞

区分	6月期（支給済）				12月期（改定）				差
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	
管理監督職員	1.0	—	1.2	—	<u>1.0</u>	<u>1.05</u>	<u>1.2</u>	<u>1.25</u>	+0.1
一般の職員	1.2	—	1.0	—	<u>1.2</u>	<u>1.25</u>	<u>1.0</u>	<u>1.05</u>	+0.1
再任用管理監督職員	0.575	—	0.575	—	<u>0.575</u>	<u>0.6</u>	<u>0.575</u>	<u>0.6</u>	+0.05
再任用一般職員	0.675	—	0.475	—	<u>0.675</u>	<u>0.7</u>	<u>0.475</u>	<u>0.5</u>	+0.05

(イ) 令和6年度においては、期末勤勉手当の支給割合を、6月期と12月期とで平準化する（第2条関係）

＜令和6年度における期末手当、勤勉手当の支給割合＞

区分	6月期				12月期			
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正
管理監督職員	<u>1.0</u>	<u>1.025</u>	<u>1.2</u>	<u>1.225</u>	<u>1.05</u>	<u>1.025</u>	<u>1.25</u>	<u>1.225</u>
一般の職員	<u>1.2</u>	<u>1.225</u>	<u>1.0</u>	<u>1.025</u>	<u>1.25</u>	<u>1.225</u>	<u>1.05</u>	<u>1.025</u>
再任用管理監督職員	<u>0.575</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.575</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.6</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.6</u>	<u>0.5875</u>
再任用一般職員	<u>0.675</u>	<u>0.6875</u>	<u>0.475</u>	<u>0.4875</u>	<u>0.7</u>	<u>0.6875</u>	<u>0.5</u>	<u>0.4875</u>

(ウ) 給料表を改定し平均1.1%引き上げる（第1条中別表第1関係）
大卒者初任給を11,000円、高卒者初任給を12,000円引き上げる。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げる。

イ 小山市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

(ア) 令和5年度における期末手当の支給割合を、年間で0.1月分引き上げる（第3条関係）

<令和5年度における期末手当の支給割合>

区分	6月期（支給済）				12月期（改定）				差
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	
市長等	1.65	—	/	/	1.65	1.75	/	/	+0.1

(イ) 令和6年度においては、期末手当の支給割合を、6月期と12月期とで平準化する（第4条関係）

<令和6年度における期末手当の支給割合>

区分	6月期				12月期			
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正
市長等	1.65	1.7	/	/	1.75	1.7	/	/

ウ 小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(ア) 令和5年度における期末手当の支給割合を、年間で0.1月分引き上げる（第5条関係）

<令和5年度における期末手当の支給割合>

区分	6月期（支給済）				12月期（改定）				差
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	
議員	1.65	—	/	/	1.65	1.75	/	/	+0.1

(イ) 令和6年度においては、期末手当の支給割合を、6月期と12月期とで平準化する（第6条関係）

<令和6年度における期末手当の支給割合>

区分	6月期				12月期			
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正
議員	1.65	1.7	/	/	1.75	1.7	/	/

エ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

(ア) 令和5年度における期末手当の支給割合を、年間で0.1月分引き上げる（第7条関係）

<令和5年度における期末手当の支給割合>

区分	6月期（支給済）				12月期（改定）				差
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	
特定任期付職員	1.65	—	/	/	1.65	1.75	/	/	+0.1

(イ) 令和6年度においては、期末手当の支給割合を、6月期と12月期とで平準化する（第8条関係）

＜令和6年度における期末手当の支給割合＞

区分	6 月期				12 月期			
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正
特定任期付職員	1.65	1.7			1.75	1.7		

(ウ) 特定任期付職員給料表及び任期付職員給料表を、国家公務員の改定に準じ、引き上げる（第7条中別表第1及び別表第2関係）。

オ 小山市任期付教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正について（第9条関係）

任期付教職員の給料表を、栃木県人事委員会勧告における教育職給料表（2）の改定に準じ、引き上げる

カ 小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（第10条関係）

行政職給料表及び臨床心理職給料表を、国家公務員の改定に準じ、引き上げる

(2) 施行日 公布の日（ただし、期末勤勉手当の支給割合を平準化する改正及び会計年度任用職員の給与に関する改正については令和6年4月1日から施行する。）

なお、給料表（会計年度任用職員に係るものを除く。）の改正は、令和5年4月1日に遡って適用する。

議案第91号

小山市医療費助成に関する条例の一部改正について

本条例に基づき実施している、助成対象者が医療機関等を受診した際の一部負担金を全額助成する重度心身障がい者医療費助成制度について、現在採用している償還払い方式から現物給付方式に変更するため、所要の改正を行い、その他文言の整理等を行うもの

1 内容

(1) 助成の方法について現物給付方式とする要件規定に、対象重度心身障がい者を追加する（第10条関係）。

(2) その他文言の整理等を行う（第6条及び第9条関係）。

2 施行日 令和6年4月1日

議案第92号

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、法令の引用条項を整理する必要性が生じたため、所要の改正を行い、その他文言の整理等を行うもの

1 内容

(1) 認定こども園法第3条の項ずれに対応するため、同条の引用規定を修正する（第15条関係）。

	<p>(2) その他文言の整理等を行う(第35条及び第36条関係)。</p> <p>2 施行日 公布の日</p>
議案第93号	<p>小山市まちの駅設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>当該施設について、午後5時以降の利用者数が僅少であり費用対効果を高めるため開業時間を変更し、また、ともにレンタサイクル事業を実施している一般社団法人小山市観光協会と休業日が重ならないよう休業日を変更するため、所要の改正を行うとともに、その他文言の整理等を行うもの</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 開業時間について「午後7時」を「午後5時」に改める(第6条関係)。</p> <p>(2) 休業日について「毎週月曜日」を「毎週水曜日」に改める(第6条関係)。</p> <p>(3) 別表中、展示物産施設2の時間区分について「14時」を「13時」に改め、「14時から19時」を「13時から17時」に改める(別表関係)。</p> <p>(4) その他文言の整理等を行う(前3号以外の部分)。</p> <p>2 施行日 令和6年4月1日</p>
議案第94号	<p>小山市道路占用料徴収条例の一部改正について</p> <p>道路法施行令の一部を改正する政令の施行により国道に係る占用料が改定されたことに伴い、当該占用料との均衡を失しないよう、市道に係る占用料を改定するため、所要の改正を行うもの</p> <p>1 内容</p> <p>市道に係る占用料を、国道に係る占用料に準じた額に改める(別表関係)。</p> <p>2 施行日 令和6年4月1日</p>
議案第95号	<p>小山市火災予防条例の一部改正について</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、規制対象の指定に係る単位が変更されたほか、規制対象とする蓄電池設備の見直し等が行われたため、所要の改正を行うとともに、その他文言の整理等を行うもの</p> <p>1 内容</p> <p>(1) キュービクル式以外の変電設備についても、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととする(第11条関係)。</p> <p>(2) 規制の対象外とする蓄電池設備を、4,800アンペアアワー・セル未満のものから、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので出火防止措置が講じられたものに変更する(第13条第1項関係)。</p> <p>(3) 各種蓄電池設備における共通の転倒防止等の措置を定めるとともに、開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備以外の蓄電池設備は、耐酸性の床上や台上に設けなくてもよいこととする(第13条第1項関係)。</p> <p>(4) 屋外に設ける蓄電池設備は、延焼防止措置が講じられていれば、建築物から</p>

	<p>3メートル以上の離隔を取らなくてもよいこととする(第13条第3項関係)。 (5) 火災危険度が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は、消防長への届出を要しないものとする(第44条関係)。 (6) 固体燃料を用いた厨房設備について、離隔距離を定める(別表第3関係)。 (7) その他文言の整理等を行う((1)から(6)まで以外の部分)。</p> <p>2 施行日 令和6年1月1日</p>
議案第96号	<p>小山市庁舎建設基金条例の廃止について</p> <p>庁舎建設に必要な財源を確保することを目的として、本条例に基づいて設置した小山市庁舎建設基金について、新庁舎建設事業が令和5年12月に完了する予定であり、また喫緊の大規模改修の予定がないことから、条例を廃止するもの</p> <p>1 内 容 小山市庁舎建設基金条例は、廃止する。</p> <p>2 施行日 令和6年2月1日</p>
議案第97号	<p>小山市基金の処分の特例に関する条例の廃止について</p> <p>経済事情の著しい変動等により一般会計が不足する場合において「小山市庁舎建設基金」及び「小山市体育館建設基金」を財源に充てることを目的に制定された本条例について、新庁舎建設の終了に伴い小山市庁舎建設基金の廃止が予定され、また、施設整備費の割賦分に充当することで小山市体育館建設基金も今後5年間で残高が無くなる見込みであることから、条例を廃止するもの</p> <p>1 内 容 小山市基金の処分の特例に関する条例は、廃止する。</p> <p>2 施行日 公布の日</p>
議案第98号	<p>小山市勤労者総合福祉センター建設基金条例の廃止について</p> <p>勤労者のための施設建設整備に必要な財源の確保を目的として、本条例に基づいて設置した小山市勤労者総合福祉センター建設基金は、勤労者福祉会館の開設や勤労青少年ホームの改修の際に取り崩しを行い、また、令和4年4月に勤労者福祉会館の機能を勤労青少年ホームに移転集約して、隣接する勤労者体育センターと合わせて勤労者のための複合施設「小山市勤労者総合福祉センター」を設置したことで、勤労者のための施設整備の目的を達成したことから、条例を廃止するもの</p> <p>1 内 容 小山市勤労者総合福祉センター建設基金条例は、廃止する。</p> <p>2 施行日 令和6年2月1日</p>

<p>議案第 99号</p>	<p>指定管理者の指定について</p> <p>小山市営思川駅前駐車場及び城山町二丁目公共駐輪場他駐輪場6施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの</p> <p>1 公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="395 405 1452 925"> <thead> <tr> <th>公の施設</th> <th>区分</th> <th>選定</th> <th>指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小山市営思川駅前駐車場</td> <td rowspan="7">継続</td> <td rowspan="7">指名</td> <td rowspan="7"> 名称 公益社団法人 小山市シルバー人材センター 代表者 理事長 生井 克明 所在地 小山市東城南五丁目15番地8 </td> </tr> <tr> <td>城山町二丁目公共駐輪場</td> </tr> <tr> <td>新幹線高架下公共駐輪場</td> </tr> <tr> <td>小山駅東公共駐輪場</td> </tr> <tr> <td>間々田駅東公共駐輪場</td> </tr> <tr> <td>間々田駅西公共駐輪場</td> </tr> <tr> <td>思川駅南公共駐輪場</td> </tr> <tr> <td>思川駅北公共駐輪場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定の期間</p> <p>令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間</p>	公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体	小山市営思川駅前駐車場	継続	指名	名称 公益社団法人 小山市シルバー人材センター 代表者 理事長 生井 克明 所在地 小山市東城南五丁目15番地8	城山町二丁目公共駐輪場	新幹線高架下公共駐輪場	小山駅東公共駐輪場	間々田駅東公共駐輪場	間々田駅西公共駐輪場	思川駅南公共駐輪場	思川駅北公共駐輪場	
公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体														
小山市営思川駅前駐車場	継続	指名	名称 公益社団法人 小山市シルバー人材センター 代表者 理事長 生井 克明 所在地 小山市東城南五丁目15番地8														
城山町二丁目公共駐輪場																	
新幹線高架下公共駐輪場																	
小山駅東公共駐輪場																	
間々田駅東公共駐輪場																	
間々田駅西公共駐輪場																	
思川駅南公共駐輪場																	
思川駅北公共駐輪場																	
<p>議案第 100号</p>	<p>指定管理者の指定について</p> <p>小山市学童保育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの</p> <p>1 公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="395 1301 1452 2056"> <thead> <tr> <th>公の施設</th> <th>区分</th> <th>選定</th> <th>指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① 小山第三小学童保育館 小山城南小学童保育館 小山城北小学童保育館 若木小第二学童保育館 </td> <td rowspan="3">継続</td> <td rowspan="3">指名</td> <td rowspan="3"> 名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 232 番地 ファミール思川 103 号室 </td> </tr> <tr> <td> ② 間々田小学童保育館 間々田小第二学童保育館 間々田小第三学童保育館 乙女小学童保育館 間々田東小学童保育館 間々田東小第二学童保育館 </td> <td rowspan="2">継続</td> <td rowspan="2">指名</td> <td rowspan="2"> 名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 232 番地 ファミール思川 103 号室 </td> </tr> <tr> <td> ③ 大谷東小第二学童保育館 </td> <td>継続</td> <td>指名</td> <td> 名称 大谷東小学童保育クラブ 代表者 会長 大滝 淳子 所在地 小山市大字横倉新田 271 番地 </td> </tr> </tbody> </table>	公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体	① 小山第三小学童保育館 小山城南小学童保育館 小山城北小学童保育館 若木小第二学童保育館	継続	指名	名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 232 番地 ファミール思川 103 号室	② 間々田小学童保育館 間々田小第二学童保育館 間々田小第三学童保育館 乙女小学童保育館 間々田東小学童保育館 間々田東小第二学童保育館	継続	指名	名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 232 番地 ファミール思川 103 号室	③ 大谷東小第二学童保育館	継続	指名	名称 大谷東小学童保育クラブ 代表者 会長 大滝 淳子 所在地 小山市大字横倉新田 271 番地
公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体														
① 小山第三小学童保育館 小山城南小学童保育館 小山城北小学童保育館 若木小第二学童保育館	継続	指名	名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 232 番地 ファミール思川 103 号室														
② 間々田小学童保育館 間々田小第二学童保育館 間々田小第三学童保育館 乙女小学童保育館 間々田東小学童保育館 間々田東小第二学童保育館				継続	指名	名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 232 番地 ファミール思川 103 号室											
③ 大谷東小第二学童保育館							継続	指名	名称 大谷東小学童保育クラブ 代表者 会長 大滝 淳子 所在地 小山市大字横倉新田 271 番地								

	<p>④ 羽川西小学童保育館</p>	<p>継続</p>	<p>指名</p>	<p>名称 羽川西小学童クラブ 代表者 会長 篠原 桃子 所在地 小山市大字黒本 771 番地 2</p>								
<p>2 指定の期間 ①及び④ 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間 ②及び③ 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間</p>												
<p>議案第 101 号</p>	<p>指定管理者の指定について 道の駅思川の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの</p> <p>1 公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="395 701 1452 916"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 701 651 745">公の施設</th> <th data-bbox="651 701 762 745">区分</th> <th data-bbox="762 701 879 745">選定</th> <th data-bbox="879 701 1452 745">指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 745 651 916">道の駅思川</td> <td data-bbox="651 745 762 916">継続</td> <td data-bbox="762 745 879 916">指名</td> <td data-bbox="879 745 1452 916"> <p>名称 株式会社 小山ブランド思川 代表者 代表取締役社長 浅野 正富 所在地 小山市大字下国府塚 2 5 番地 1</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間</p>				公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体	道の駅思川	継続	指名	<p>名称 株式会社 小山ブランド思川 代表者 代表取締役社長 浅野 正富 所在地 小山市大字下国府塚 2 5 番地 1</p>
公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体									
道の駅思川	継続	指名	<p>名称 株式会社 小山ブランド思川 代表者 代表取締役社長 浅野 正富 所在地 小山市大字下国府塚 2 5 番地 1</p>									
<p>議案第 102 号</p>	<p>指定管理者の指定について 小山市まちなかの駅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの</p> <p>1 公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="395 1294 1452 1509"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1294 651 1339">公の施設</th> <th data-bbox="651 1294 762 1339">区分</th> <th data-bbox="762 1294 879 1339">選定</th> <th data-bbox="879 1294 1452 1339">指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1339 651 1509">小山市まちなかの駅</td> <td data-bbox="651 1339 762 1509">継続</td> <td data-bbox="762 1339 879 1509">公募</td> <td data-bbox="879 1339 1452 1509"> <p>名称 Sunフーズ株式会社 代表者 代表取締役 栗原 宏 所在地 小山市駅南町六丁目7番19号</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間</p>				公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体	小山市まちなかの駅	継続	公募	<p>名称 Sunフーズ株式会社 代表者 代表取締役 栗原 宏 所在地 小山市駅南町六丁目7番19号</p>
公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体									
小山市まちなかの駅	継続	公募	<p>名称 Sunフーズ株式会社 代表者 代表取締役 栗原 宏 所在地 小山市駅南町六丁目7番19号</p>									
<p>議案第 103 号</p>	<p>栃木県市町村総合事務組合規約の変更について 鹿沼市長から、令和6年4月1日から栃木県市長村総合事務組合規約第4条第3号（退職手当の支給事務）、第4号（非常勤職員の公務災害補償事務）、第5号（学校医等の公務災害補償事務）に掲げる事務を共同処理したい旨の申し出があったことに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定により、提案するもの</p>											

	<p>1 内 容 栃木県市町村総合事務組合規約の別表第2に「鹿沼市」を加える</p> <p>2 施行日 令和6年4月1日</p>																								
<p>議案第 104 号</p>	<p>市道路線の認定及び廃止について 開発行為により市に帰属された道路等について、道路法第8条第2項及び第10条第3項により市道路線として認定するため、提案するもの</p> <p>1 認定路線（43路線）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 開発行為により市に帰属された道路</td> <td>10路線</td> </tr> <tr> <td>イ 栗宮新都心第一土地区画整理事業に伴い認定する道路</td> <td>33路線</td> </tr> </table> <p>2 廃止路線（2路線）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 県への移管により廃止する道路</td> <td>1路線</td> </tr> <tr> <td>イ 栗宮新都心第一土地区画整理事業に伴い廃止する道路</td> <td>1路線</td> </tr> </table> <p>3 総路線数 4,054路線（1,445.2km）</p>	ア 開発行為により市に帰属された道路	10路線	イ 栗宮新都心第一土地区画整理事業に伴い認定する道路	33路線	ア 県への移管により廃止する道路	1路線	イ 栗宮新都心第一土地区画整理事業に伴い廃止する道路	1路線																
ア 開発行為により市に帰属された道路	10路線																								
イ 栗宮新都心第一土地区画整理事業に伴い認定する道路	33路線																								
ア 県への移管により廃止する道路	1路線																								
イ 栗宮新都心第一土地区画整理事業に伴い廃止する道路	1路線																								
<p>議案第 105 号</p>	<p>財産の取得について 令和6年5月開館予定の大谷地区中心施設で必要な備品等を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、提案するもの</p> <p>1 高齢者サポートセンター大谷 備品の購入</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 購入金額</td><td>852,500円</td></tr> <tr><td>(2) 購入先</td><td>株式会社 サイトウ</td></tr> <tr><td>(3) 購入方法</td><td>指名競争入札</td></tr> <tr><td>(4) 納期</td><td>令和6年4月19日</td></tr> </table> <p>2 大谷出張所 備品の購入</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 購入金額</td><td>2,068,000円</td></tr> <tr><td>(2) 購入先</td><td>有限会社 ベストビジネス</td></tr> <tr><td>(3) 購入方法</td><td>指名競争入札</td></tr> <tr><td>(4) 納期</td><td>令和6年4月19日</td></tr> </table> <p>3 (仮称)小山市大谷市民交流センター 机・椅子類の購入</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 購入金額</td><td>7,562,500円</td></tr> <tr><td>(2) 購入先</td><td>株式会社 サイトウ</td></tr> <tr><td>(3) 購入方法</td><td>指名競争入札</td></tr> <tr><td>(4) 納期</td><td>令和6年4月19日</td></tr> </table>	(1) 購入金額	852,500円	(2) 購入先	株式会社 サイトウ	(3) 購入方法	指名競争入札	(4) 納期	令和6年4月19日	(1) 購入金額	2,068,000円	(2) 購入先	有限会社 ベストビジネス	(3) 購入方法	指名競争入札	(4) 納期	令和6年4月19日	(1) 購入金額	7,562,500円	(2) 購入先	株式会社 サイトウ	(3) 購入方法	指名競争入札	(4) 納期	令和6年4月19日
(1) 購入金額	852,500円																								
(2) 購入先	株式会社 サイトウ																								
(3) 購入方法	指名競争入札																								
(4) 納期	令和6年4月19日																								
(1) 購入金額	2,068,000円																								
(2) 購入先	有限会社 ベストビジネス																								
(3) 購入方法	指名競争入札																								
(4) 納期	令和6年4月19日																								
(1) 購入金額	7,562,500円																								
(2) 購入先	株式会社 サイトウ																								
(3) 購入方法	指名競争入札																								
(4) 納期	令和6年4月19日																								

	<p>4 (仮称) 小山市大谷市民交流センター 共用部分用備品等の購入</p> <p>(1) 購入金額 3, 190, 000円</p> <p>(2) 購入先 株式会社 のぐち</p> <p>(3) 購入方法 指名競争入札</p> <p>(4) 納期 令和6年4月19日</p> <p>5 (仮称) 小山市大谷市民交流センター 会議室・多目的ホール用備品等の購入</p> <p>(1) 購入金額 5, 709, 000円</p> <p>(2) 購入先 伊藤商事 株式会社 営業本部</p> <p>(3) 購入方法 指名競争入札</p> <p>(4) 納期 令和6年4月19日</p> <p>購入総額 計19, 382, 000円</p>
--	--

報告第19号**専決処分の報告について**

市道管理の瑕疵等により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの

◇専決第11号（令和5年8月23日専決）

令和5年6月25日 市内大字東野田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 202,034円

◇専決第12号（令和5年8月23日専決）

令和5年6月11日 市内大字平和地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 40,080円

◇専決第13号（令和5年10月3日専決）

令和5年5月23日 市内大字神鳥谷地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 4,500円

◇専決第14号（令和5年10月3日専決）

令和5年7月12日 市内宮本町2丁目地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 68,250円

◇専決第15号（令和5年10月3日専決）

令和5年7月20日 市内大字下国府塚地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 23,160円

◇専決第16号（令和5年10月3日専決）

令和5年8月21日 市内宮本町2丁目地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 60,093円

◇専決第18号（令和5年10月25日専決）

令和5年5月1日 市内大字神鳥谷地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 467,040円

<p>報告第20号</p>	<p>専決処分の報告について</p> <p>学校敷地内の樹木の管理瑕疵により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの</p> <p>◇専決第17号（令和5年10月8日専決）</p> <p>令和5年8月29日 小山市立大谷北小学校敷地内において、樹木管理の瑕疵により駐車中の車両を損傷させたもの</p> <p style="text-align: right;">賠償額 347,157円</p>
----------------------	--

記者会見資料

市民生活部 市民生活安心課
(担当 石川 22-9280)

1 件 名

(仮称)小山市大谷市民交流センターの愛称決定について

2 趣 旨

令和6年5月に大谷地区においてオープンを予定する「(仮称)小山市大谷市民交流センター」の愛称が、愛称選定委員会での選定を経て、「あいとぴあ」と決定しました。間々田地区の「しらさぎ館」、小山地区の「ゆめまち」、桑地区の「マルベリー館」と同様、多くの皆さまから愛され、親しまれる施設となりますようお願いするものです。

3 愛称募集及び決定に係る概要

(1) 愛 称 あいとぴあ

(2) 愛称募集

7月1日(土)から8月18日(金)まで、小山市内在住及び市内に通勤・通学をされている方を対象に募集を行い、173件にも及ぶ多くの応募をいただきました。

(3) 選定方法

10月13日(金)に、地元団体の代表者等を委員とした愛称選定委員会を開催しました。応募いただいた愛称と、それに込められた思いを基に、本施設にふさわしいと考える愛称の選定に向け、協議を行いました。

(4) 選定理由

「市民のふれあい」と「夢の理想郷・ユートピア」の二つの意味が込められた「あいとぴあ」を愛称とすることで、新たに誕生するコミュニティ活動の拠点に、多くの方に親しみを感じていただける期待を抱くことができるため。

(5) 表 彰

「あいとぴあ」の愛称応募者については、市民交流センターのオープン記念式典にご招待のうえ、表彰を行い、小山ブランド認定品を贈呈する予定です。

記者会見資料

産業観光部 工業振興課
(担当 寺内 22-9395)

1 件名

令和5年度「小山きもの日」の開催について

2 趣旨

「小山きもの日」を開催することで、本場結城紬のPR及び着物の着用・和装振興を推進し、市内外への認知度向上と販売促進に繋がります。

3 内容

- (1) 日時 11月25日(土) 10:00~16:00
- (2) 会場 小山市役所1階多目的スペース、おやま本場結城紬クラフト館ほか
- (3) 主催 小山きもの日実行委員会
- (4) 主なイベント

【小山市役所1階 多目的スペース・売店南側スペース】

- ① 丹野井成寿社中による琴演奏会 13:00~13:40
- ② 式典・栃木県本場結城紬織物協同組合表彰式 14:00~14:30
- ③ お楽しみチャリティ抽選会 14:30~15:30
当日、応募券1人1枚500円で販売し、本場結城紬反物やショール、間々田ひも帯締めなどが当たります。
- ④ 本場結城紬着心地体験(事前予約制・有料) 10:00~16:00
- ⑤ 伝統工芸品ワークショップ(下野しぼり・間々田ひも) 10:00~15:00

そのほか、栃織協作品展示や鏡開き(御殿広場)なども行います。

【おやま本場結城紬クラフト館】

- ① バーチャル試着体験(無料) 10:00~14:00
宇都宮大学 結城紬質感伝達システム体験
- ② きもの着用特典 無料フォトサービス 10:00~12:00

※【同日開催】ピクニックマルシェ(御殿広場) 軽トラ市(阿夫利通り)
一日かぎりの着楽屋敷(門善屋 下国府塚710-1)

4 その他

11月11日（土）から26日（日）を、きものウィーク期間として、以下のイベントを開催しています。

【スタンプラリー】（結城市との連携事業）

期間：11月26日（日）まで

該当施設を訪問し、スタンプを4つ以上集めると、抽選で200名様に特産品（小山市又は結城市）を贈呈します。

スタンプ設置施設

- <小山市> ・おやま本場結城紬クラフト館
・桑・蚕・繭・真綿かけ・糸つむぎのさと
・まちの駅「思季彩館」
- <結城市> ・結城市観光物産センター
・結城市伝統工芸館
・結城蔵美館（くらびかん）

【本場結城紬着心地体験（要予約・有料）】

期間：11月26日（日）まで（25日（土）除く）

時間：10：00～16：00

会場：おやま本場結城紬クラフト館

【真綿あかり ランプ制作ワークショップ（先着順・有料）】

日時：11月26日（日） 9：00～16：00

会場：桑・蚕・繭・真綿かけ・糸つむぎのさと

5 問合せ先

工業振興課 結城紬振興係

電話0285-22-9397

※別紙資料あり

2023
11/25(土)
10:00 MAIN EVENT START

KIMONO WEEK
開催期間

11/11(土) - 26(日)
スタンプラリー
本場結城紬 着心地体験 要予約

25日(土) 同日開催

御殿広場
ピクニックマルシェ
阿夫利通り
軽トラ市
門善屋内 借楽亭
〔小山市下国宿塚7-10-1〕
「1日かぎりの着楽屋敷」
(着たくやしき)



素敵に

めしませ、ほんば
結城紬。

ユネスコ無形文化遺産登録 結城紬



主なイベント

- 御殿広場
- 振る舞い酒鏡開き
- 1階多目的スペース
- 丹野井成寿（たんのいせいじゅ）「地域文化功労者文部科学大臣表彰受賞者」
社中による琴演奏会
- 1階多目的スペース
- 作品展示会・実演

栃木県本場結城織物協同組合 作品展示会
栃木県織物技術支援センター 研究成果作品展示 など

● 1階売店南側スペース

お楽しみチャリティ抽選会

ハズなし

- 毎年大好評!!
- 1等 小山市賞賞
 - 2等 本場結城紬反物の目録
 - 3等 結城紬シヨール
 - 3等 間々田ひも帯締め等
 - 特別賞 結城市長賞
 - 男女桐下駄ペアセット他

あの伝統工芸品を作る

伝統工芸品ワークショップ

- 1階多目的スペース
- 下野人形・間々田ひも
- 桑・蚕繭・真綿かけ
- 糸つむぎのさと
- 真綿あかりランプ制作

11/12日 & 11/26日



着る

● 1階多目的スペース

本場結城紬着心地体験

11/25日

● 要予約 先着12名

● おやま本場結城紬クラフト館

バーチャル試着体験

11/25日

会場にお着物で
ご来場の方

きもの着用特典(無料)フォトサービス

スタンプを集めてプレゼントチャンス

スタンプラリー(抽選でプレゼントあり) 期間中開催

● 主要施設及び協力店舗においてスタンプをゲット!

お着物でご来場の方に
無料フォトサービス



お問い合わせ

小山市役所工業振興課 ☎ 0285-22-9397

「きもの日」の詳細は、小山市のオフィシャルサイトをご覧ください。



小山市役所

10:00-16:00

作品展示会・実演

日本のユネスコ無形文化遺産登録数は23。その1つが結城紬です。

多種多様な結城紬の着物の中でも、貴重な本場結城紬の着物を展示。

栃木県本場結城紬織物協同組合 作品展示会
栃木県紬織物技術支援センター 研究成果作品展示など

1階多目的スペース

10:00-16:00

本場結城紬着心地体験 要予約 / 先着 12名

無形文化遺産結城紬を着る。

結城紬の柔らかさを、肌で感じる。

着付け料金割引 [2,500円 → 2,000円]



10:00-15:00

伝統工芸品ワークショップ

伝統工芸品を作る。

県の伝統工芸品「間々田ひも」を使ったワークショップ

間々田ひも「くみひもストラップ・プレスレット作り」

料金 1,000円 制作時間 約20分 ※休憩時間あり

県の伝統工芸品「下野しほり」の和紙と人形(ひとがた)を使ったワークショップ

下野人形「開運お守り札作り」 料金 500円 制作時間 約15分



11:00

振る舞い酒 鏡開き

たんの いせじゅ

13:00

丹野 井成寿 [地域文化功労者文部科学大臣表彰受賞者] 社中による琴演奏会

14:00

式典 表彰式

14:30

お楽しみチャリティ抽選会 料金 500円/枚 最終応募 14:00 〆切時間

賞品内容	1等	小山市長賞 本場結城紬反物の目録
	2等	本場結城紬ショール
	3等	間々田ひも帯締め等
	特別賞	結城市長賞 男女桐下駄ペアセット 他

応募券は「1人1枚」
★10:00-14:00の間に応募券を購入。
★購入した応募用紙に内容を記入し応募
★14:30から会場です抽選&結果発表!

※抽選時間に会場に不在の場合は当選無効となります。ご注意ください。

ぜひ！お着物でお出かけください

無料

フォトサービス 10:00-12:00

おやま本場結城紬クラフト館

「本場結城紬」は数多くの職人技をへて極上の織物に仕上がります。ひとつひとつ丁寧な手仕事から、作り出される心地良い柔らかさと肌触り。染色と特徴的な紋様がたむぎ出す独特な渋みをぜひ「着物の日」に体感ください。

11/25(土) 同日開催

- 御殿広場
- ピクニックマルシェ
- 阿夫利通り
- 軽トラ市
- 門善屋内借楽亭
- 「小山市下国府塚71001」
- 「1日かぎりの着楽屋敷」(おちらくやしき)



おやま本場結城紬クラフト館

10:00-14:00

バーチャル試着体験

伝統工芸品を着る。

未来感覚！バーチャルと伝統工芸のコラボ。結城紬の質感を体験してみよう。

宇都宮大学 結城紬質感伝達システム体験

体験&アンケート回答で先着30名様に本場結城紬ヘアゴムをプレゼント



桑・蚕・繭・真綿かけ・糸つむぎのさと

9:00-16:00

真綿あかり ランプ制作 先着 10名

小山産の繭で作る。

結城紬のかなめ"真綿"でかわいいランプを作ります

料金 300円 制作時間 約30分



制作事例：綿あかりランプ

主要施設及び協力店舗

スタンプラリー

スタンプを集めてプレゼントチャンス！主要施設及び協力店舗においてスタンプを集めて、応募箱へ。抽選で200名に特産品をプレゼント

- おやま本場結城紬クラフト館
- 桑・蚕・繭・真綿かけ・糸つむぎのさと
- まちの駅「思季彩館」
- 結城市観光物産センター
- 結城市伝統工芸館
- 結城蔵美館

抽選で200名に特産品が当たる！

本場結城紬着心地体験 要予約

結城紬はふわふわ着心地。

- おやま本場結城紬クラフト館

主催	小山きもの日実行委員会
共催	栃木県本場結城紬織物協同組合/小山商工会議所/小山市おもしろわ商工会(一社)小山市観光協会
後援	小山市/小山市教育委員会/結城市/結城市教育委員会/株式会社下野新聞社/読売新聞宇都宮支局/朝日新聞宇都宮総局/毎日新聞宇都宮支局/産経新聞宇都宮支局/東京新聞宇都宮支局/NHK宇都宮放送局/株式会社とちぎテレビ/株式会社栃木放送/株式会社エフエム栃木/テレビ小山放送/FMオーラジ

お問い合わせ

小山市役所工業振興課 ☎0285-22-9397



「きもの日」の詳細は、小山市の公式サイトをご覧ください。



● イベント開催場所 ● スタンプ設置場所

記者会見資料

教育委員会 車屋美術館
(担当 中野 41-0968)

1 件名

第9回「10×15の世界 コンテスト展」作品募集および作品展開催について

2 趣旨

ポストカードの公募型展覧会です。はがきサイズの画面に自由な発想でオリジナリティのある作品を募集することで、市民の文化意識の向上と振興、そして創造性豊かな人材の育成を図ることを目的としています。応募作品の中から優秀作品を表彰し、応募作品すべてを展示することで、美術館に足を運ぶあらたな機会となることを期待するものです。併せて今回特別審査員を務める齋藤千明氏（版画家・白鷗大学教授）の作品を特別展示し、小山市ゆかりの美術家による活動を広く発信、支援する普及事業としても開催しています。

3 作品応募

- (1) 応募期限 11月30日（木） 当日消印有効
- (2) 応募規定 サイズ：はがき大（10 cm×15 cm）程度 1人1点まで
テーマ、素材、技法：自由
※未発表のオリジナル作品であること
- (3) 応募方法 作品裏面に郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、電話番号、年齢（学校名・学年）、作品の上下を明示して郵送または直接持参

4 賞

小山市長賞1点、小山市議会議長賞1点、小山市教育長賞1点、
車屋美術館長賞1点、特別審査員賞1点 ※他入選24点

5 表彰式

- (1) 日時 令和6年1月13日（土） 10：00～
- (2) 会場 車屋美術館 企画展示室

6 作品展示

- (1) 会場 車屋美術館 企画展示室
- (2) 展示期間 令和6年1月13日（土）～1月28日（日）
- (3) 開館時間 9：00～17：00（入館は16：30まで）
- (4) 休館日 月曜日、1月26日（金）
- (5) 観覧料 無料

※ 別紙資料あり

10×15 POST CARD

ポストカードの公募展です。自由な発想と創造力をいかしたオリジナリティのあるポストカードを募集します。
メールやSNSなど、コミュニケーションの多様性が増す現代において、紙媒体によるコミュニケーションの良さを見直しませんか。
併せて、小山市ゆかりの美術家による特別展示コーナーでは、齋藤千明(版画家、白鷗大学教授)の作品を展示します。



応募期間 当日消印有効
2023年11月1日(水) - 11月30日(木)



作品展示
2024年1月13日(土) - 1月28日(日)

賞

小山市長賞	1点
小山市議会議長賞	1点
小山市教育長賞	1点
小山市立車屋美術館長賞	1点
特別審査員賞(齋藤千明選)	1点
入選	24点

発表

2024年1月初旬にホームページで発表します。
(受賞者へは12月中旬に個別に通知します)

受賞者表彰式

2024年1月13日(土) 午前10時
小山市立車屋美術館 企画展示室

※受賞者の方は、表彰式への出席をお願いしています。
ただし交通費はご自身の負担になります。
なお、都合により予定を変更する場合があります。

応募規定

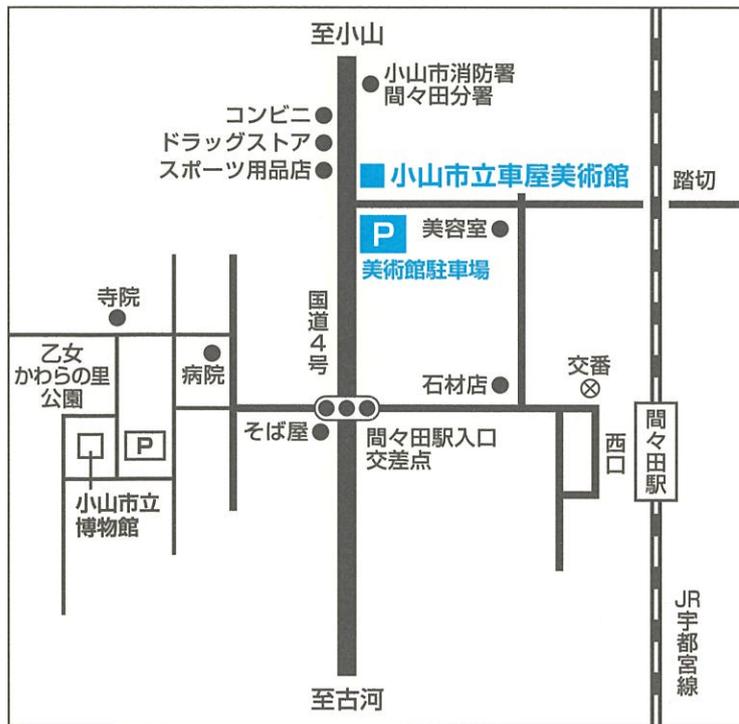
- サイズ: はがき大程度(10cm×15cm) ※サイズの異なるものは選外となります。
- 点数: 1人1点まで。
- 記載事項: 郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢(学生の方は学校名と学年)、作品の上下 ※必ず明記してください。
- テーマ、素材、技法: 自由(ただし未発表のオリジナル作品に限ります)
- 応募作品に関する一切の権利は主催者に帰属します。

応募方法

作品裏面に必要事項を記載、または本紙にある出品票を貼付けて、応募期間内に送付あるいは美術館まで直接持参ください。

応募上の注意

- 応募作品は原則返却しません。 ※詳しくは美術館にお問い合わせください。
- 出品票に記載された個人情報(①作品の受付及び管理②審査結果の連絡・広報(ホームページを含む)③展示のキャプション(氏名と市町村名のみ)以外には一切使用しません。



- 電車
・JR宇都宮線 間々田駅西口より徒歩5分 間々田駅入口交差点を右折、国道4号沿い
※間々田駅までは上野駅からJR東北本線で70分、新宿駅からJR湘南新宿ラインで72分
- 自動車
・東北自動車道佐野藤岡ICより国道50号線経由→国道4号線東京方面へ約26km
・首都圏中央連絡自動車道五霞ICより国道新4号バイパス経由→国道4号宇都宮方面へ約24km
・小山駅より国道4号を古河方面へ約8km



小山市立車屋美術館



栃木県小山市乙女3-10-34 Tel 0285-41-0968
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/site/kurumayamuseum/>

キリトリ

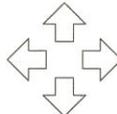
POST CARD

3 2 9 0 2 1 4

切手をお貼り
ください

出品票

電話番号	氏名フリガナ	住所
年齢		
作品の上方向の矢印を 塗ってください		



□□□□□□

小山市立車屋美術館
『10×15の世界コンテスト展』係

栃木県小山市乙女3-10-34